

徳島県人権教育啓発推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島県立人権教育啓発推進センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）の行う人権教育啓発に関する業務の中立性の確保及び内容の適正化を図るため、人権教育啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的達成のため、県の求めに応じ、次の事項について評価検討する。

- (1) 指定管理者が実施する人権教育啓発に関する業務の中立性の確保及び内容の適正化に関すること。
- (2) その他、指定管理者が行う人権教育啓発業務に関し必要と認められる事項。

(組織)

第3条 委員会は、人権教育啓発について幅広い識見を有する者のうちから知事が委嘱した委員5名以内で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決める。

- 2 委員長は委員会をとりまとめ、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時はその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門委員)

第6条 委員会に、指定管理者が行う人権教育啓発に関する業務についての専門の事項を検討させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は学識のある者のうちから、知事が委嘱する。

(秘密を守る義務)

第7条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活環境部多文化共生・人権課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。